

隠岐の島町
次期一般廃棄物最終処分場
整備事業に係る適地選定等業務

プロポーザル実施要領

令和5年6月

隠岐の島町

隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務 プロポーザル実施要領

1. 目 的

本業務は、隠岐の島町（以下、「本町」という。）において整備を予定する次期一般廃棄物最終処分場整備事業を行うに際し、その建設用地を法律的制約条件及び物理的条件等の諸条件を考慮のうえ、建設に適すると想定される複数の候補地を抽出し、本町のごみ処理実態や先進事例等に基づき、事業計画における最適な建設用地を総合的な見地から選定し、評価すること等を目的とする。

本業務は、廃棄物処理事業の特殊性から実績・経験・技術力等の高度な設計能力を有する事業者を特定するため、公募型プロポーザルにより行う手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2. プロポーザルの概要

詳細は、「隠岐の島町隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務委託仕様書」に定めるとおりである。主な内容を次に示す。

- 1) 業 務 名 隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務
- 2) 業 務 内 容 最終処分場整備事業に係る適地選定業務
- 3) 履 行 期 限 【令和5年度分】 契約締結日～令和6年3月10日
【令和6年度分】 契約締結日～令和7年3月10日
- 4) 見積限度額（消費税及び地方消費税を除いた額）
【令和5年度 一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定業務】
4,000,000円
【令和6年度 一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定業務】
1,000,000円

3. 事務局

隠岐の島町役場

環境課生活環境係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話番号 08512-2-8565

E-mail: kankyou@town.okinoshima.shimane.jp

4. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 2) 隠岐の島町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格

- 審査要綱（平成20年隠岐の島町告示第8号）第5条に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者であること。
- 3) 公告又は指名の日から契約締結の日までの間に、隠岐の島町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成16年隠岐の島町告示第51号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - 4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
 - 5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - 6) その他町長が必要と認める要件。
 - 7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - 9) 「建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）」の「廃棄物部門」に登録があること。
 - 10) 島根県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。
 - 11) 管理技術者は、過去10年以内の国又は地方公共団体(一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む。)が発注した、管理技術者として以下の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
 - ・廃棄物処理施設適地選定業務
 - ・最終処分場基本構想策定業務
 - ・最終処分場施設計画策定業務
 - 12) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
 - 13) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか）の資格取得後5年以上を有すること。

5. 失格要件

- 1) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となることとともに、指名停止を行う場合がある。
- 2) その他本実施要領に違反すると認められる場合。
- 3) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

6. 現地説明会

実施しない。

7. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりだが、日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集の公告 (実施要領等の配布)	令和5年6月1日 (木)
参加表明書の受付期間	令和5年6月1日 (木) ～令和5年6月21日 (水) 午後5時
質問書の受付期間	令和5年6月1日 (木) ～令和5年6月14日 (水) 午後5時
質問書の回答期日	令和5年6月16日 (金)
参加資格確認結果通知	令和5年6月28日 (水)
提案書等提出期限	令和5年7月19日 (水)
プレゼンテーションの実施	令和5年7月下旬予定
審査結果発表 (通知)	令和5年8月上旬予定

8. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- 1) 隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務プロポーザル実施要領
- 2) 隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務委託仕様書
- 3) 各様式

9. 参加表明書等の提出

- 1) 提出期限 令和5年6月21日(水) 午後5時 (必着)
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。)
- 4) 提出書類及び提出部数 別表1の通り

10. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡略にまとめ、質問書 (様式第2号) により提出すること。

- 1) 提出期限
令和5年6月14日(水)午後5時 (必着)
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出書式 質問書 (様式第2号)
- 4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問

は受け付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務プロポーザル質問書」として送信すること。

5) 回答期日

令和5年6月16日(金)

6) 回答方法

隠岐の島町ホームページに掲載する。

11. 技術提案書等の提出

1) 提出期限 令和5年7月19日(水) 午後5時(必着)

2) 提出先 事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし併せて電子データを1式提出すること。

4) 提出書類及び提出部数 別表2の通り

12. 審査

1) 審査委員会

技術提案書及びプレゼンテーション内容の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は、本町職員で構成する「隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び技術提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容の審査を行い選定の可否を決定する。

2) 一次審査結果発表(通知)

提出された参加表明書等を審査委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考する。一次審査の結果は参加表明書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。一次審査通過者は、上位3社程度とする。

(1) 審査結果発表(通知) 令和5年6月28日(水)

3) プロポーザル・ヒアリング

(1) 実施日 令和5年7月下旬予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。

(2) プロポーザル・ヒアリングの手順等

- ① 出席者は管理技術者を含め計5名以内とする。
- ② 説明及び質疑応答は、管理技術者が対応すること。なお、その他の出席者は補足回答することを可とする。
- ③ プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書等(拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用し、新たな内容の資料提示は認めない。
- ④ スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意するが、スライド用のパソコンは参加者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定である。

- ⑥ プレゼンテーションの資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表示をしないこと、ヒアリングにおいても企業名等が分かるような表現は避けること。
- ⑦ プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しない場合は、原則として審査の対象としない。

4) 評価基準

審査項目及び審査基準の概要は別表3の通り

5) 二次審査結果発表（通知）

一次審査書類、技術提案書等審査書類、ヒアリングの合計について、厳正に審査を行ったうえで優先交渉者として、最優秀者1者、次点者1者を特定する。審査の結果は技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては一切受け付けない。

(1) 審査結果発表（通知） 令和5年8月上旬予定

13. 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

14. 業務委託契約の締結

最優秀者に対し、隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定等業務の契約に係る優先交渉権を付与する。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、見積限度額の範囲内で随意契約を締結する。

15. その他事項

- 1) 提出された書類は返却しない。
- 2) 提出された書類は、提出者の選定及び技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 4) 提出書類等に虚偽の記入が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがある。
- 5) 技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはない。
- 6) 提出書類に記入した管理技術者、照査技術者は、病気など特別な場合や本町が認める場合を除き変更できない。
- 7) 本業務の再委託は、本町が認める場合を除き認めない。
- 8) 管理技術者は、打合せ等に必ず出席すること。

(別表 1) 参加表明書等提出書類

No.	提出書類	留意事項	提出部数
①	参加表明書	様式第 1 号	7 部
②	質問書 (質問回答書)	様式第 2 号	7 部
③	会社概要調書	様式第 3 号 ・会社概要と対応業務・技術等について記載	7 部
④	業務実績調書	様式第 4 号 ・平成 25 年 4 月～令和 5 年 3 月に国又は地方公共団体等（一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む）が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 （内容）廃棄物処理施設適地選定業務 最終処分場基本構想策定業務 最終処分場施設計画策定業務 ・令和 5 年 3 月 31 日までに完了した業務 ・各業務 1 件を記入すること ・記入した業務については、履行が確認できる書類（完了 TECRIS 登録または契約書の写し及び委託仕様書）を添付すること	7 部
⑤	技術士一覧表	様式第 5 号 ・廃棄物分野における技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか）を記入すること ・技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること	7 部
⑥	管理技術者調書	様式第 6 - 1 号 ・管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・1 年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること	7 部
⑦	管理技術者の 業務実績調書	様式第 6 号 ・平成 25 年 4 月～令和 5 年 3 月に国又は地方公共団体等（一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む）が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 （内容）廃棄物処理施設適地選定業務 最終処分場基本構想策定業務 最終処分場施設計画策定業務 ・令和 5 年 3 月 31 日までに完了した業務	7 部

		・管理技術者としての完了実績（１件以上） ・５件を上限とすること ・記入した業務については、履行が確認できる書類（完了TECRIS登録または契約書の写し、委託仕様書及び担当したことが証明できる書類）を添付すること。なお、様式第４号の業務実績と重複する場合は省略することができる。	
⑧	照査技術者調書	様式第７号 ・照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。 ・１年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。	７部

（別表２）技術提案書等提出書類

①	提案書	・提案内容は任意様式とする。 ・Ａ４版（Ａ３はＡ４折）横書き、左綴じ、両面印刷 ・文字の大きさは１０．５ポイント以上とする。（図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。） ・カラー等の使用は任意とし、以下のⅠ～Ⅴの項目に沿ってＡ４版８ページ以内で記載する。 Ⅰ 業務の実施方針 Ⅱ 業務の実施体制 Ⅲ 適地選定業務 Ⅳ その他提案 Ⅴ 業務スケジュール	７部
②	見積書及び見積内訳書	・任意様式 ・消費税及び地方消費税を除いた額で記入する。	１部

(別表 3) 評価基準

	評価項目	評価基準	配点
企業・技術者評価	企業評価	会社の信頼性	40
	資格者数	廃棄物分野における技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか）資格保有者数	
	企業の業務実績	国又は地方公共団体等（一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む）が発注する、下記の業務実績 ・ 廃棄物処理施設適地選定業務 ・ 最終処分場基本構想策定業務 ・ 最終処分場施設計画策定業務	
	管理技術者の業務実績	国又は地方公共団体等（一部事務組合、広域連合、公益財団法人等を含む）が発注する、下記の業務実績 ・ 廃棄物処理施設適地選定業務 ・ 最終処分場基本構想策定業務 ・ 最終処分場施設計画策定業務	
技術提案書評価	業務の実施方針	業務における課題や内容に対する理解度、具体的な実施方針が示されているか	45
	業務の実施体制	組織体制や技術対応が確立されているか、また外部機関等との連携について示されているか	
	隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備事業に係る適地選定業務	適地選定業務の実施において、本町のごみ処理実態や先進事例が考慮された具体的・効果的な提案がなされているか	
	その他提案	独自技術の活用や本事業を通じての地域貢献、または本町の廃棄物行政に係る課題解決に向けた提案等が示されているか	
	ヒアリング・質疑応答	・ 業務及び事業に対する理解度 ・ 取組意欲 ・ 説明及び質疑に対する応答の的確性	
価格評価		提案価格による評価	15
審査書類、ヒアリング合計			100

※1 提案書の評価は、全審査委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、少数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。

※2 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い者を最優秀者とする。
さらに見積額が同額であった場合、審査委員の投票とする。
なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した者を最優秀者とする。